



島根県報

平成28年12月26日（月）

号外 第 193 号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【公企規程】

島根県企業局電気工作物保安規程の一部を改正する規程

（企業局施設課） 2

島 根 県 公 営 企 業 管 理 規 程

島根県企業局電気工作物保安規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成28年12月26日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県公営企業管理規程第11号

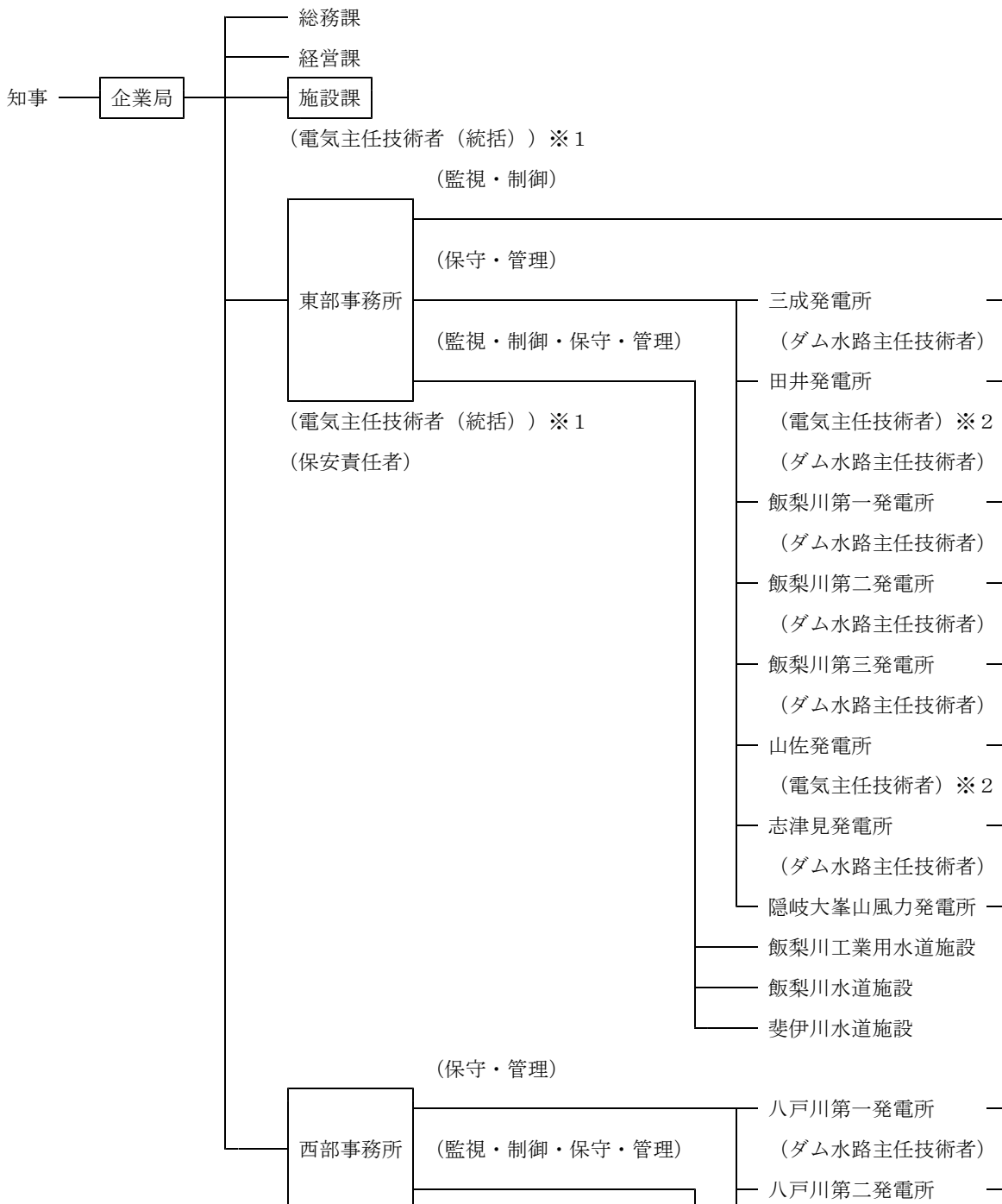
島根県企業局電気工作物保安規程の一部を改正する規程

島根県企業局電気工作物保安規程（昭和40年島根県公営企業管理規程第10号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

保安管理組織



(保安責任者)

	(ダム水路主任技術者)
—	八戸川第三発電所
	(ダム水路主任技術者)
—	勝地発電所
	(ダム水路主任技術者)
—	三隅川発電所
	(ダム水路主任技術者)
—	矢原川発電所
	(ダム水路主任技術者)
—	御部発電所
	(ダム水路主任技術者)
—	大長見発電所
	(電気主任技術者) ※ 3
—	江津高野山風力発電所
—	江津浄水場太陽光発電所
	(電気主任技術者) ※ 3
—	江津地域拠点工業団地太陽光発電所
	(電気主任技術者) ※ 3
—	三隅港臨海工業団地太陽光発電所
	(電気主任技術者) ※ 3
—	石見空港太陽光発電所
	(電気主任技術者) ※ 3
—	江の川工業用水道施設
—	江の川水道施設

注 印は、保安関係組織を示す。

※ 1 電気主任技術者（統括）は、本局又は東部事務所に配置する。

※ 2 田井発電所及び山佐発電所の電気主任技術者は、東部事務所に配置する。

※ 3 大長見発電所及び太陽光発電所の電気主任技術者は、西部事務所に配置する。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。